

第3章 避難対象地域の指定等

1 避難対象地域

避難対象地域とは、津波が発生した場合に被害が想定されるため避難が必要な地域で、避難勧告や避難指示を発令する際に避難の対象となる地域をいう。

避難対象地域の指定に当たっては次の点に留意することとし、下表の地域を指定する。

(1) 留意点

ア 避難対象地域は、津波浸水予想地域に基づき指定するが、推定や予測の上での限界があるため安全側に立って広めに指定する。

イ 避難勧告、避難指示等が発令する場合、発令の対象となった地域名が住民等に迅速、かつ正確に伝わることが重要である。また、避難活動に当たっては、災害時要援護者（注）の避難誘導等を考えた場合、地域一体となった助け合いや避難が必要である。これらのことから、避難対象地域を指定するに当たっては、原則として町内会等の単位に基づいて指定する。

なお、指定した避難対象地域については、住民等に周知し、理解を十分に得るように努める。

注：「災害時要援護者」とは、必要な情報を迅速かつ的確に把握し、災害から自らを守るために安全な場所に避難するなど、災害時において適切な防災行動をとることが特に困難な人々をいい、具体的には一人暮らしや寝たきり等の高齢者、障害者、傷病者、妊産婦、乳幼児及び外国人等があげられる。

(2) 避難対象地域一覧表

避難対象地域	避難対象地区名
市川	下揚の一部、堂ノ下の一部、橋向の一部、浜の一部
下長	海岸の一部、北沼の一部、浜名谷地の一部、蓮沼の一部、八太郎の一部、中島の一部、左比代の一部、南町の一部、川目、高州1丁目の一部、高州2丁目の一部、下長6丁目、下長7丁目、下長8丁目、石堂4丁目の一部
三八城	豊洲（ポートアイランド含む）、沼館1丁目の一部、沼館2丁目の一部、沼館3丁目、沼館4丁目、城下3丁目の一部
江陽	江陽2丁目の一部、江陽3丁目、江陽4丁目、江陽5丁目
小中野	小中野4丁目の一部、小中野5丁目、小中野6丁目、小中野7丁目、小中野8丁目、諏訪1丁目、諏訪2丁目の一部
湊	館鼻の一部、下条の一部、本町の一部、柳町の一部、下河原の一部、新湊1丁目の一部、新湊2丁目の一部、新湊3丁目、新井田字川原の一部、下鷹待場の一部
白銀	大沢の一部、三島下の一部、築港街1丁目、築港街2丁目、築港街第一ふ頭、昭和町、白銀1丁目の一部、白銀2丁目の一部、洲賀端の一部、人形沢の一部
鮫	二子石の一部、持越沢の一部、日出町の一部、上鮫の一部、鮫の一部、下松苗場の一部、下盲久保の一部、小舟渡平の一部、日蔭沢の一部
南浜	堀込の一部、横道通の一部、館越の一部、赤コウの一部、棚久保の一部、館ノ下の一部、種差の一部、遙望石の一部、高岩の一部、海端の一部、子猪越の一部、大作平の一部、郷路道の一部、舟戸ノ上の一部、塩竈の一部

2 津波到達予想時間

本計画は、平成7・8年度青森県地震・津波被害想定調査に基づき、津波到達予想時間を30分と設定する。

(しかしながら津波は、地震の発生場所により、地震発生から到達までの時間が異なるので、30分という時間にとらわれてはならない。)

3 避難目標地点

避難目標地点とは、避難対象地域の外に最も早く避難できる目標の地点をいう。

避難目標地点の指定に当たっては次の点に留意し、津波避難計画図に表示して指定する。

(1) 留意点

ア 袋小路となっている箇所、あるいは背後に階段等の避難路等がない急傾斜地や崖地付近を避けること。

イ 避難目標地点は避難対象地域の外縁と避難路との接点付近となり、避難場所とは異なるため、避難目的地点に到達後、指定された避難場所へ向かって避難できること。

(2) 避難目標地点一覧

各避難対象地域の津波避難計画図に表示

4 避難路

避難路とは、避難目標地点まで安全に最も短時間で到達できる経路をいう。

避難路の指定に当たっては、次の点に留意し、津波避難計画図に経路を表示して指定する。

(1) 留意点

<安全性の確保>

ア 山・崖崩れ、建物の倒壊、転倒・落下物等による危険が少なく、避難者数等を考慮し幅員が広いこと。

特に、観光客等の多数の避難者が見込まれる地域にあっては、十分な幅員が確保されていること。

イ 橋梁等を有する道路を指定する場合は、その耐震性が確保されていること。

ウ 海岸、河川沿いの道路は、原則として避難路としない。

エ 避難路は原則として、津波の進行方向と同方向に避難するように指定する。(海岸方向にある避難場所へ向かっての避難をするような避難路の指定は原則として行わない。)

オ 家屋の倒壊、火災の発生、橋梁等の落下等の事態にも対応できるよう近隣に迂回路を確保できること。

<機能性の確保>

ア 円滑な避難ができるよう同報無線等が設置されていること。

イ 夜間の避難も考慮し、原則として夜間照明灯が設置されていること。

(2) 避難対象地域、避難目標地点及び避難経路図

各避難対象地域の津波避難計画図に表示

5 避難場所

避難場所とは、避難対象地域外で、安全性・機能性が確保されている場所をいう。

避難場所の指定に当たっては次の点に留意し、次の表の箇所を指定する。

(1) 留意点

<安全性の確保>

ア 避難対象地域から外れていること。

イ 周辺に山、崖崩れ、危険物貯蔵所等の危険箇所がないこと。

ウ 予想される津波よりも大きな津波が発生する場合も考えられるため、更に避難できる場所であること。

<機能性の確保>

- ア 避難者の一人当たりのスペースが確保されていること。
- イ 夜間照明及び情報機器（伝達・収集）等を備えていること。
- ウ 避難場所表示があり、入り口等が明確であること。
- エ 一晚程度宿泊できる設備（毛布等）、飲食料等があること。

(2) 避難場所一覧表

番号	避難場所	所在地	電話番号	収容可能人員	避難対象地域
1	多賀小学校	市川町字古館 30番地1	52-3450	400	下揚の一部、堂ノ下の一部、浜の一部、(海岸の一部)
2	根岸小学校	河原木字根岸 1番地2	28-1835 20-4963	550	海岸の一部、北沼の一部、浜名谷地の一部、蓮沼の一部、八太郎の一部、中島の一部、左比代の一部、南町の一部、川目、高州1丁目の一部、高州2丁目の一部、下長6丁目、下長7丁目、下長8丁目、石堂4丁目的一部分
3	北稜中学校	河原木字八太郎山 10番地139	28-0525	600	
4	城北小学校	石堂一丁目22番 6号	28-5461 28-8491	550	
5	根岸公民館	高洲二丁目23-19	20-4894	190	
6	八戸小学校	売市字小待 150番地	43-2820 44-3021	500	豊洲(ポートアイランド含)、沼館1丁目的一部分、沼館2丁目的一部分、沼館3丁目、沼館4丁目、城下3丁目的一部分
7	城下小学校	城下四丁目3番 42号	44-3022 44-3023	500	
8	第二中学校	売市字小待 62番地	22-2297 43-7819	550	
9	三八城公民館	城下三丁目1-17	45-2566	160	
10	沼館3号公園	沼館二丁目103-1			
11	江陽中学校	江陽一丁目1番 33号	43-1434 43-1433	700	江陽2丁目的一部分、江陽3丁目、江陽4丁目、江陽5丁目
12	江陽2号公園	江陽二丁目103-1			小中野4丁目的一部分、小中野5丁目、小中野6丁目、小中野7丁目、小中野8丁目、諏訪1丁目、諏訪2丁目的一部分
13	江陽3号公園	江陽二丁目103-2			
14	小中野中学校	小中野三丁目9番 26号	44-3024 43-2247	700	
15	第三中学校	青葉三丁目13番 36号	44-1320	450	
16	墓館公園	小中野三丁目4-50			
17	類家中央5号公園	諏訪二丁目17			
18	湊小学校	湊町字中道7番地 1	33-1022 33-2523	700	館鼻の一部、下条の一部、本町の一部、柳町の一部、下川原の一部、新湊1丁目的一部分、新湊2丁目的一部分、新湊3丁目、大沢の一部、(三島下的一部分)
19	湊中学校	白銀町字右新井田 道13番地2	33-2278 33-0621	750	
20	湊公民館	湊町字中道64-7	33-4411	140	
21	館鼻公園	湊町字館鼻78-16			

22	湊緑地	湊町字赤坂 29-2			新井田字川原の一部、下鷹待場の一部
23	白銀小学校	白銀町字大久保道 1 番地 1	33-1021	750	三島下の一部、築港街 1 丁目、築港街 2 丁目、築港街第一ふ頭、昭和町、白銀 1 丁目の一部、白銀 2 丁目の一部、須賀端の一部、人形沢の一部
24	白鷗小学校	白銀町字中道 13 番 3	33-3287 33-3284	750	
25	白銀中学校	白銀町字栗沢 38 番地	33-3287 33-3284	600	
26	白銀公民館	白銀三丁目 2-14	33-1633	190	
27	砂森公園	白銀五丁目 103			
28	鮫小学校	鮫町字上手代森 19 番地	33-0249 33-2010	500	
29	鮫中学校	鮫町字古馬屋 23 番地 5	33-0727	600	二子石の一部、持越沢の一部、日出町の一部、上鮫の一部、鮫の一部、下松苗場の一部、下盲久保の一部、小舟渡平の一部、日蔭沢の一部
30	鮫公民館	鮫町字住吉町 14-1	33-1942	200	
31	日ノ出公園	鮫町字下松苗場 5-5			
32	種差小学校	鮫町字赤コウ 55 番地 59	38-2011	150	堀込の一部、横道通の一部、館越の一部、赤コウの一部、棚久保の一部、館ノ下の一部、種差の一部、遙望石の一部、高岩の一部、海端の一部、子猪越の一部、大作平の一部、郷路道の一部、舟戸ノ上の一部、塩竈の一部
33	金浜小学校	金浜字外ノ久保 43 番地 3	38-2610	150	
34	南浜中学校	鮫町字子猪越 15 番地 2	38-2009	400	

○公園は、概ね一時避難場所として使用する。

○避難人員を考慮し、上記表に記載以外の避難所を開放し対処する場合がある。

6 避難困難地域

避難困難地域とは、予想される津波の到達時間までに避難対象地域外へ、徒歩で避難することが困難な地域をいう。

避難困難地域は、資料「豊洲地域・ポートアイランド地域の津波避難計画図」に表示する地域が該当すると想定され、その中に居合わせた避難者の安全のため、避難ビルとして次の表の 2 箇所を指定する。

避難ビル（会社）	住所（電話番号）	利用時間	利用できない日等
八戸港貿易センター	豊洲 3-9 (72-1505)	平日 08:30～19:00	・ 土、日、祝祭日 ・ 年末年始（12月29～翌年1月3日） ・ その他、会社が必要と認める日（事前に八戸市に通知）
横浜冷凍㈱八戸工場	河原木字宇兵衛 河原 10-38 (44-3420)	平日 08:00～17:00	・ 土、日、祝祭日 ・ 年末年始（12月30～翌年1月4日） ・ その他、会社が必要と認める日（事前に八戸市に通知）

○ 避難困難地域内の避難者は、場合によっては浸水地域外へ車両等で避難することもやむを得ない。

○ 避難困難地域は、都市計画上、原則として一般住宅等の建築できない地域であり、現在そこに存在する各企業は、個々の事業の特性を踏まえ、各事業所ごとに防災に関する教育及び行動要領等について、概ね計画している。